

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

#### (2) 保健福祉センターの体制について

#### 資料1 平成31年度に向けた保健福祉センターの体制について

平成30年11月21日

健康福祉局

## 平成31年度に向けた保健福祉センターの体制について

### 1. これまでの経過

- ・市民の多様なニーズを総合的に把握するとともに、生活課題を解決することを目指して、平成15年度に、保健福祉ニーズに総合的に対応するために、福祉事務所と保健所を統合し、保健福祉センターを設置。

⇒その後の社会状況の変化から、複合的なニーズや諸課題を把握し、組織全体で柔軟に対応する機能や市民ニーズに即した総合的・横断的な施策展開を図る機能が求められるようになる。

### 2. 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- ・今後の少子高齢化を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて基本的な考え方を示すものとして、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、全ての地域住民を対象として、取組を推進。
- ・平成28年度には、各区役所保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、住民に身近な区役所に求められる機能として「総合調整機能」「専門支援機能」「地域支援機能」を整理。
- ・こうした取組を通じて、地域力の向上と個別支援の強化を図り、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して取組を進めてきた。

### 3. 今般の保健福祉センターの組織の見直しについて（案）

- ・今年度、第1段階の土台づくりから、第2段階のシステム構築期に入り、この間の取組の啓発を通じて、「地域みまもり支援センター」の周知も図られるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組も一定程度進捗が図られた。
- ・そのため、今後、保健福祉センター内の専門的支援機能と更なる連携の推進を目指し、保健福祉センターを「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」に名称を改める。
- ・平成31年度からは、「地域みまもり支援センター」内の「地域ケア推進担当」、「地域支援担当」を「地域ケア推進課」、「地域支援課」に改めるとともに、効率的・効果的な執行体制として地域みまもり支援センター担当部長を廃止し、地域ケア推進課長を配置する。

**【現行】**

**保健福祉センター**

保健福祉センター所長  
 [保健所支所長(充)]

所長

・所長と副所長は、保健所支所長又は福祉事務所長のいずれかが配置されることとなっている。  
 ・現在は、すべての区の所長は、保健所支所長が配置されている。

保健福祉センター副所長  
 [福祉事務所長(充)]

副所長

担当部長

事務取扱:地域ケア推進担当課長

地域ケア推進担当  
 (担当部長事務取扱)

地域支援担当

保育所等・地域連携(兼務)

学校・地域連携(併任)

児童家庭課

高齢・障害課

保護課

衛生課

**【新体制(案)】**

**地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)**

地域みまもり支援センター所長

[福祉事務所長(充)]

所長

・所長は、保健所支所長が配置される場合もある。  
 ・所長がセンター全体を統括し、副所長が補佐する。

地域みまもり支援センター副所長

[保健所支所長(充)]

副所長

・機動力の維持・向上に向け、地域ケア推進課に課長を実配置する。  
 ・これまでの担当制から課制へと改める。

地域ケア推進課  
 (実配置)

地域支援課

保育所等・地域連携(兼務)

学校・地域連携(併任)

児童家庭課

高齢・障害課

保護課

衛生課